

報告事項

瀬戸市立地適正化計画の改訂について

(資料 : 5-1 ～ 5-5)

○改訂内容

土砂災害特別警戒区域が指定された地域では、砂防事業による安全性の強化のほか、安全なエリアへの居住誘導や移転促進等の防災まちづくりを適切に組み合わせて対策を進めているところですが、立地適正化計画の防災指針に砂防事業と防災まちづくりの連携について記載することを要件に砂防事業の国費拡充が図られたため、第9章防災指針の記載内容を一部追記するものです。

改訂内容一覧

箇所	改訂後	改訂前
第9章 防災指針 9-16	○土砂災害対策の推進 ・ <省略> ・ <省略> ・ <u>上記地区以外でも愛知県と適切に連携し、居住誘導区域及び居住維持区域並びに居住誘導区域や居住維持区域に指定しようとする区域において、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の急傾斜地崩壊対策事業等を促進します。</u> ・ <u>土砂災害防止法第26条に基づく移転等の勧告により、土砂災害警戒区域等から居住誘導区域への移転等を促し、災害リスクの低減及び回避を図ります。</u>	○土砂災害対策の推進 ・ <省略> ・ <省略>
第9章 防災指針 9-19	■リスク低減策の進め方 リスク低減策 ・ <省略> ・ <u>土砂災害防止法第25条に基づく移転等勧告（県・市）</u>	■リスク低減策の進め方 リスク低減策 ・ <省略>

瀬戸市立地適正化計画

令和5年4月

瀬戸市

目 次

第 1 章 立地適正化計画について	1-1
1-1 立地適正化計画とは	1-1
1-2 計画の位置づけ	1-1
1-3 対象区域	1-4
1-4 計画期間	1-4
第 2 章 都市の特性の把握	2-1
2-1 人口・世帯数	2-1
2-2 経済活動	2-8
2-3 市街地の動向	2-10
2-4 都市機能の立地状況	2-18
2-5 都市構造の評価	2-27
2-6 歴史・文化、観光施設の分布状況	2-30
2-7 都市交通	2-31
2-8 災害リスク	2-36
2-9 財政の動向	2-38
第 3 章 将来の見通し	3-1
3-1 人口の見通し	3-1
3-2 瀬戸市のまちづくりを取り巻く環境の変化	3-5
第 4 章 都市づくりの課題	4-1
第 5 章 都市づくりの方針	5-1
5-1 基本理念及び目指す都市像	5-1
5-2 将来都市構造	5-2
5-3 将来土地利用構想	5-5
5-4 都市づくりの方針	5-7
第 6 章 都市機能誘導区域の設定	6-1
6-1 都市機能誘導区域の設定の考え方	6-1
6-2 都市機能誘導区域の設定	6-1
6-3 誘導施設の設定	6-5
第 7 章 居住誘導区域等の設定	7-1
7-1 居住誘導区域等の設定の考え方	7-1
7-2 居住誘導区域等の設定	7-5
第 8 章 誘導施策	8-1
8-1 誘導施策の考え方	8-1
8-2 誘導施策	8-1
第 9 章 防災指針	9-1
9-1 防災指針とは	9-1
9-2 災害リスクの分析	9-1
9-3 防災まちづくりの推進	9-15
第 10 章 計画の推進方法と目標値	10-1
10-1 計画の推進方法	10-1
10-2 目標値の設定	10-2
参考資料	参考-1

③リスクの低減策

ハード整備・ソフト対策の両面から土砂災害・水害等を防止・軽減する取組みを以下のとおり行います。

○土砂災害対策の推進

- ・台風や集中豪雨等による土砂災害に対し、人的被害を防止するため、愛知県と連携して土砂災害警戒区域等の指定を行います。また、愛知県から伝達される土砂災害警戒情報を適切に提供し、ソフト対策に努めます。
- ・愛知県と適切に連携し、安全対策工事が未実施である藤四郎町をはじめ、事業中である東郷町や西吉田町などにおける急傾斜地崩壊対策事業等を促進します。
- ・上記地区以外でも愛知県と適切に連携し、居住誘導区域及び居住維持区域並びに居住誘導区域や居住維持区域に指定しようとする区域において、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の急傾斜地崩壊対策事業等を促進します。
- ・土砂災害防止法第26条に基づく移転等の勧告により、土砂災害警戒区域等から居住誘導区域への移転等を促し、災害リスクの低減及び回避を図ります。

○河川改修等の促進

- ・一級河川の矢田川や水野川、瀬戸川は流下能力の不足等による洪水のリスクに対し、落差工・堤防整備や河道掘削等について、愛知県と適切に連携して推進します。
- ・その他の普通河川においても、洪水時における河川氾濫の防止・抑制対策として、河道掘削を順次計画的に実施します。

○排水施設の整備促進

- ・土地区画整理事業等の面的整備に併せ、水路・調整池等の面的排水施設整備を推進します。
- ・菱野地区（東菱野町や幡山町）をはじめ、内水氾濫対策として現況調査や排水施設の設計及び整備を順次行います。

○水防テレメータシステムの活用

- ・愛知県等と連携して一級河川の河川情報等の提供を行う等、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図ります。

○ハザードマップ・防災ガイドマップの周知

- ・浸水想定区域に関して、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項をハザードマップや防災ガイドマップにより市民等へ周知します。
- ・災害に関する情報をまとめた防災ガイドマップを新たに転入する市民へ配布し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動について周知します。
(安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等)

(3) リスク低減策の進め方

様々な主体が一体となって災害に強い安全なまちづくりを計画的に進めるため、以下のとおり各取り組みの実施主体と実施期間を定めます。

なお、中水野駅周辺での取り組みは、（仮称）瀬戸中水野駅周辺土地区画整理事業の進捗と併せ実施します。

■リスク低減策の進め方

施策		実施主体	短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (10年超)
リスク低減策	土砂災害対策の推進	県・市			
	土砂災害防止法第26条に基づく移転等勧告	県・市			
	河川改修等の促進	県・市			
	排水施設の整備促進	市			
	水防テレメータシステムの活用	県・市			
	ハザードマップ(防災ガイドマップ)の周知	市			
	自主的で適切な避難行動の促進	市・市民・民間等			
	地区防災計画の作成	市民			
	要配慮者利用施設の避難体制の強化	民間			
	大規模盛土造成地の安全確認・確保の促進	市			
中水野駅周辺の対策	水野川の河道の維持	県			
	雨水排水管整備・地区外排水路整備検討	市・区画整理組合			
	宅地の造成	区画整理組合			
	避難経路の整備	市・区画整理組合			
	避難看板の設置検討	市・市民			
	出店事業者との防災協定	市・民間			

※区画整理組合：（仮称）瀬戸中水野駅周辺土地区画整理組合